

規 則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成十六年埼玉県規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。